

危険ブロック塀等安全対策事業補助金

●対象工事

- ①危険ブロック塀等を全て撤去する工事
- ②接する道路面からの危険ブロック塀等の高さを 0.4m 以下に減じる工事

●対象となる危険ブロック塀等

倒壊のおそれがあるブロック塀等のうち、次のいずれにも該当するもの

- ①小学校の各敷地からおおむね 500m 以内の区域に存在すること
- ②接する道路面からの高さが 1.2m 以上あること
- ③道路等に面していること

●対 象 者

次のいずれにも該当するもの

- ①危険ブロック塀等を所有している者
- ②町税等に滞納がない者
- ③土地又は建物の販売を目的として危険ブロック塀等の撤去を行うものでない者

●交付金額

撤去工事に要する費用の額の 3 分の 1 に相当する額（上限 10 万円）

●問 合 せ まちづくり課建設係 ☎② 1 1 4



住宅リフォーム補助金

●対象工事

神崎町に所在する一戸建ての住宅のリフォーム工事を行う者で、次のいずれにも該当するもの

- ①町内業者が行なう工事
- ②その請負の対価の額が 20 万円以上の工事
- ③他の制度による補助の対象とならない工事
- ④その完了予定時期が当該年度の 3 月 20 日以前である工事

●対 象 者

次のいずれにも該当するもの

- ①当該対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所とする者
- ②当該対象住宅を所有している者
- ③自己及びその属する世帯の世帯員のいずれにも町税等の滞納がない者

●交付金額

リフォーム工事に要する費用の額の 10 分の 1 に相当する額（上限 30 万円）

●問 合 せ まちづくり課建設係 ☎② 1 1 4



男女共同参画推進委委員を募集します

千葉県では男女共同参画社会づくりを推進しており、県民と行政とのパイプ役となり、地域に根ざした活動を行う「男女共同参画地域推進員」の募集をしています。

●募集人数

若干名

●任 期

委嘱日（令和 8 年 4 月以降）から令和 10 年 3 月 31 日までの約 2 年間

●対 象

千葉県内在住で男女共同参画社会づくりに関心や熱意のある方。

●活動内容

男女共同参画推進企画事業の実施、研修会・事業報告会への参加

●推進員支援

男女共同参画に関する情報提供、交通費の支給、保険の加入

●問 合 せ

総務課企画財政係 ☎② 1 1 1



詳細はこちらから